

# 「大学等の知的財産活性化のあり方について」に関する 論点整理

## ・機関一元管理と研究者の流動化への配慮

### 第1章 創造分野

#### 2. 大学等における知的財産の創造を推進する

##### (6) 知的財産に関するルールを明確化する

##### 機関一元管理を原則とするとともに研究者の流動化へ配慮する

2003年度以降(国立大学の場合は法人化を契機に)、大学、公的研究機関において特許等の効率的な活用が図られるよう、大学等の機関一元管理を原則とした体制を整備する。その際、大学で特許出願等を行わない発明等に関する権利の研究者への還元を可能とするルールを整備する。また、研究者の流動化に配慮し、内外の研究機関の事例等も参考としつつ、研究目的のライセンスといった契約上の工夫に加えてその他の手段の可能性も広く検討し、少なくとも自らの発明については異動先における研究の継続が可能となるような柔軟な措置を講ずる。

#### (基本的認識)

「知的財産立国」実現のためには、我が国の研究資源の多くを有する大学・公的研究機関等(以下、「大学等」という。)において優れた知的財産が創出され、それが社会全体において最大限に活用されるメカニズムを構築する必要がある。

このような観点から、大学等の研究成果である発明等については、これまでの個人帰属から、機関帰属に速やかに移行し、機関一元管理を原則とした体制を整備すべきとされている。

#### (論点1)

1. 機関一元管理の下で、大学等は、自らの知的財産ポリシーを明確化し、特許等研究成果の内容に応じて、大学等として権利化すべき発明等を選定していくこととなる。その際には、研究成果の形態として、社会での活用を図るため特許等としての保護・活用と研究の高度化を図るため論文等による公表等があることを考慮し、これらは決して両立できないものではないことの理解を広めるとともに、どのような活用方法が最適であるかを迅速にかつ的確に判断するシステム(体制、手続等)を早急に整備すべきではないか。その際、特許出願をすべきと判断した

場合には、研究者に過度の負担とならないように配慮するなどして、速やかに出願を行えるようにすべきではないか。

2. 機関で特許出願等を行わない発明等に関する権利については研究者に還元すべきであるが、その判断はあくまでも機関が行うべきことである。大学等は、機関帰属の原則を遵守しつつ、研究者自身の判断により機関帰属としないようにすることができるといった運用がなされないよう、例えば、研究者は研究成果を創出した場合には所属機関(大学知的財産本部等)に届け出ることを義務づける規定等の整備が必要ではないか。

(論点2)

1. 研究者が所属機関を異動した場合において、自己の研究の継続が可能となるよう、また、発明者としての適切な還元を受けられるよう、研究者と機関の間のルール及び異動前に所属していた機関と異動後の機関の間のルールを明確化すべきではないか。
2. 特に、原則機関帰属ルールの下で、研究者の異動に伴う当該研究者の研究成果である発明等の取扱いについては、機関ごとにそのルールが異なることはいたずらに混乱を招く恐れがあることから、基本的な考え方を示すことが必要ではないか。

その基本的考え方としては、以下のようなものが考えられるが、どのようなものが最適か。

- (案1) その発明等が生じた時点で所属している機関に帰属させる  
(発明が生じた時点を明確にするためにも、研究ノートを慣習化することを奨励する)
- (案2) 異動後一定期間(例えば1年)以内に生じた発明等については、異動前の機関に帰属させる
- (案3) その都度、異動前に所属していた機関と異動後の機関で話し合い、契約によって決定する。

## ・研究活動における他人の特許発明の使用の円滑化

### 第1章 創造分野

#### 2. 大学等における知的財産の創造を推進する

##### (8) 円滑な研究活動と知的財産の保護の両立を図る

##### 研究における特許発明の使用を円滑化する

研究活動における他人の特許発明の使用を円滑化するため、2003年度中に、特許権の効力が及ばないとされる試験・研究についての考え方を整理し、2004年度以降、大学・公的研究機関・民間企業等の研究現場に周知する。また、特許権の効力が及ぶ場合において、研究目的と商業的目的を区別したライセンス契約の普及、さらに米国国立衛生研究所(NIH)の指針を参考にした指針や立法措置等の可能性を含めて、幅広く内外の事情を調査し、大学・公的研究機関・民間企業等における特許発明の使用を円滑化するための措置を講ずる。

#### 参考:特許法

##### (特許権の効力が及ばない範囲)

第 69 条第 1 項 特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。

#### (基本的認識)

1. 国立大学の法人化を受けて、今後更なる産学官連携の進展が期待される中、我が国においても大学等における他者の特許発明の実施に関する懸念が示されている。
2. 我が国特許法では、特許権の効力は、「業として」ではない特許発明の実施には及ばないが、「業として」の実施とは、個人的あるいは家庭的な実施以外のものを指すと解されており、事業に関連するものすべて(営利を直接の目的としないものも含む。)が含まれると解される。こうした解釈に従えば、大学等における試験又は研究も「業として」の実施であるとされる可能性が高い。
3. 上記の「業として」の試験又は研究のためにする特許発明の実施について適用される特許法第 69 条第 1 項は、「発明を奨励し、もって産業の発展に寄与すること」という特許法の目的の下、技術の進歩を目的とする試験又は研究についてまで特許権の効力を及ぼすことはかえって技術の進歩を阻害し、産業の発達を損なうとして、特許権者と公益との調和点を立法的に解決したものである。
4. 学説においては、「試験又は研究」の範囲をその対象及び目的により区分し、「技術の進歩」を目的とする行為に限定すべきとする説が通説とされている。通説で

は、対象については特許発明それ自体に限定するとともに、目的についても「技術の進歩」を目的とするもの(特許性調査、機能調査、改良・発展を目的とする試験)に限定している。

5. さらに特許法は、営利又は非営利目的によって他者の特許発明の実施に区別を設けていないことにかんがみると、企業と大学等の組織としての性格の相違によって、特許権の効力が及ぶ範囲が異なるものではない。よって現行法の解釈では、大学等における試験又は研究に対しても、特許発明それ自体を対象とし、かつ技術の進歩を目的とした試験又は研究を除き、特許権の効力は及ぶと考えられる。
6. 欧州諸国においては、「試験的使用の例外」が法定されているが、我が国と同様に限定的に解釈されている。また、米国においては、「試験的使用の例外」の法理は、判例において「娯楽のため、単なる好奇心を満たすため、又は厳密に哲学的真理探究のため」に限って認められてきたが、これまで極めて限定的に適用されてきている。

(論点)

1. 現行法の解釈では、大学等における試験又は研究活動についても、特許発明それ自体を対象とし、かつ技術の進歩を目的とした試験又は研究を除き、特許権の効力は及ぶ。しかしながら、大学等から優れた知的財産が円滑にかつ継続的に生み出されてくるためには、自由な研究環境を確保する必要がある。
2. このような視点からすれば、大学等の研究者が他者の権利の存在によって自由な研究活動に対して消極的になることのないよう配慮すべきではないか。
3. なお、大学等は、研究者に対して、研究活動を行うにあたっては、事前に特許情報を調査して先行技術の存在を認識しておかなければならないことを、周知させるべきではないか。

## ．大学等における研究マテリアル・デジタルコンテンツ等研究成果の帰属の明確化と使用の円滑化

### 第1章 創造分野

#### 2. 大学等における知的財産の創造を推進する

##### (8) 円滑な研究活動と知的財産の保護の両立を図る

###### 研究マテリアルの使用を円滑化する

- i) 2003年度以降、大学・公的研究機関において、研究において用いる物(マテリアル)の移転条件や簡便な移転手続を定めたルールの更なる周知を図り、研究活動での有体物(マテリアル)の使用の円滑化を図る。
- ii) 2003年度以降、大学・公的研究機関において作られた有体物(マテリアル)に化体されたノウハウ等の知的財産の帰属関係や必要な管理について、「営業秘密管理指針」も参考にしつつ、明確化を図る。

#### (基本的認識)

1. 科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会知的財産ワーキング・グループ報告書(平成14年11月)によれば、特許権のみならず、著作権(データベース及びプログラムに係る著作権)、回路配置利用権、育成者権、研究開発成果としての有体物、その他技術情報やノウ・ハウ等大学等で生み出された知的財産等は、学内規則や契約等に基づき原則大学等に帰属させること、学外移転や具体的利用価値が認められた場合に大学等に届出後、大学の組織管理とすること等の基本的考え方が示されている。
2. 現在各大学等は、法人化後もこの考え方に沿って、有体物(マテリアル)、ソフトウェア、実験データを含むデータベース、デジタルコンテンツ等の研究成果物についての取扱い規定を定めつつあるところである。

#### (論点)

1. これらの研究成果は、単独で、あるいは他の知的財産等との組み合わせにより技術として利用される可能性が高いことを踏まえ、上記報告書に定められた原則機関帰属として取り扱うという基本的考え方の周知を図るべきではないか。
2. 特に有体物(マテリアル)については、その利用の形態が多様であることから、その取扱い規定については極力柔軟かつ簡潔なものとしていく必要があるのではないか。

## ・知的財産を活用した産学官連携の強化

### 第1章 創造分野

#### 2. 大学等における知的財産の創造を推進する

##### (6) 知的財産に関するルールを明確化する

産学官連携に関するルールの整備を支援し、契約締結の柔軟性を確保する

i) 大学等が自らの戦略的な知的財産の活用及び共同研究・受託研究の促進を図るために、2003年度以降、大学等が、民間企業との共同研究・受託研究を実施する場合の考え方、取扱ルール(例えば、以下のようなもの)を明確化するとともに、契約書の雛形、運用マニュアル等を自ら整備し、外部に対して積極的に公表することを促す。

- ・営業秘密等秘密情報の取扱い
- ・共同研究成果としての知的財産権の帰属
- ・民間企業等への権利譲渡、ライセンス等に関する考え方
- ・他の大学(国内・国外)等の研究者との連携により知的財産が生じた場合の権利関係等の取扱い

また、大学等が民間企業との共同研究、受託研究実施ルール等を作成するために必要となる留意事項、例えば不実施主体である大学の特性や企業側における実施促進といった点を踏まえた契約上の工夫等について、各種方針、事例集等必要な情報を提供する。さらに営業秘密の取扱いについては、企業側の営業秘密の保護と、大学における学問・研究の自由を両立させるという観点、及び研究者の発明の公知化を防止するという観点から、大学等における秘密管理の参考となる考え方を整理し、周知する。

ii) 2003年度中に、産学官連携の推進に伴う研究者の利益相反問題についての参考となる事例をまとめ、周知する。

iii) 2003年度以降、大学等において、知的財産権の取扱いを含め、企業と大学等との間の協議結果を踏まえた共同・受託研究契約が締結できるよう契約締結についての柔軟性を確保する。

### 第1章 創造分野

#### 3. 大学・企業を問わず質の高い知的財産の創造を推進する

##### (8) 産業界の意識を改革する

##### ii) 窓口を明確化する

2003年度以降、大学等と企業との交渉を円滑にかつ効率的に行うため、産業界に対して、各企業の産学官連携の窓口を明確化するよう促す。

### 第3章 活用分野

#### 3. 知的財産活用の環境を整備する

##### (6) 知的財産を活用して中小・ベンチャーを活性化する

ii) 大学等の知的財産を中小企業がより容易に利用しやすくなるよう、2003年度以降引き続き中小企業と大学等とのマッチングの支援を行う。

#### (基本的認識)

1. 大学等の知的財産の有効活用に関して、日本経団連及び中小企業3団体から活用の実態、今後の取り組み方針、課題、意見・要望等を聞く。その内容を踏まえ、大学等側、産業界側双方で取り組むべき事項を検討する。

#### (論点)

< 詳細は、次回 >